

## 特定最低賃金の改正決定に関する公示 長崎労働局最低賃金公示第 4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の 規定に基づき長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金(平成20年長崎労働局最低賃金公示第4号)の一部を 次のとおり改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規 定により公示する。

平成21年12月4日

長崎労働局長 黒田 正彦

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 第 4 号中「1 時間 7 5 7 円」を「1 時間 7 6 0 円」に改める。